

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Arts(住所岩手県盛岡市本宮三丁目11番11号)に対して当社の不動産仲介事業及び賃貸管理事業以外の一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.art-f.co.jp/e_public_notice/

令和7年8月27日

岩手県盛岡市本宮三丁目11番11号

株式会社アート不動産

代表取締役 櫻井 竜三